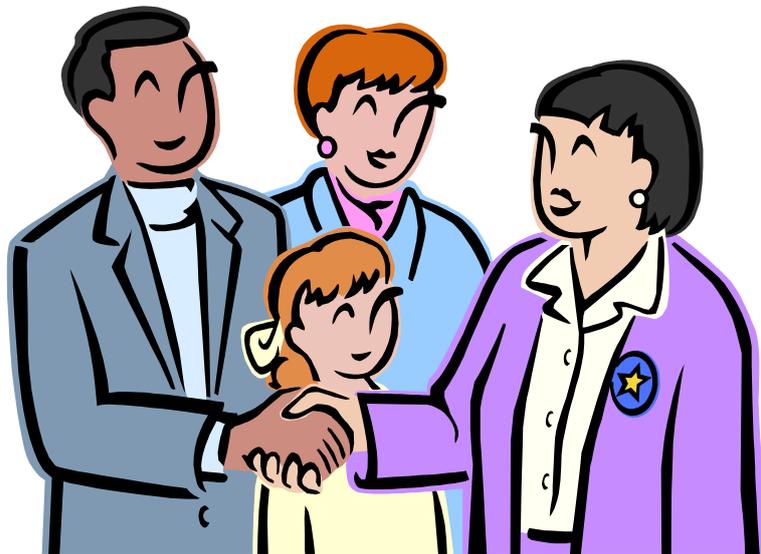


平成28年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書



平成28年12月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに	1
1 協働事業提案制度の目的と概要	2
2 選考に至る経過	2
3 審査基準	4
4 平成28年度協働事業提案制度の募集内容	4
5 平成28年度提案事業の審査結果及び理由	6
6 平成28年度提案事業内容	8
(1) 中世・村山郷を中心に活躍した 「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾 提案団体：武士団・村山党の会 市担当課：産業観光課 観光グループ	9
(2) ムラッパーの武蔵村山市PR作戦 提案団体：むさし村山ストリートダンス協会 市担当課：産業観光課 観光グループ	15
(3) みんなの科学教室 提案団体：特定非営利活動法人 こども科学教育振興協会 市担当課：教育指導課 指導グループ	20
(4) 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る 提案団体：グラシオスプラントパートナー 市担当課：環境課 公園緑地グループ	27
資料編	33
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱		
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿		
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領		
資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱		

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成17年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成18年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成20年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成21年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成22年3月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成23年度に創設された制度です。この制度により平成23年度から平成27年度までの間に、延べ23事業が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、市民と行政が協力し合う「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあれば、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成28年12月

武蔵村山市市民協働推進会議

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体)の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」(事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う)と「団体育成型部門」(将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする)の2つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画・提案し、1事業当たり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付します。また、「団体育成型部門」は1事業当たり対象となる経費の25万円を限度として補助金を交付します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることになります。

2 選考に至る経過

平成28年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の選考過程は以下のとおりです。

●平成28年度武蔵村山市協働事業提案制度の周知

- ・市のホームページ「市民協働・男女共同参画」に掲載(5月1日から)
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置
市政情報コーナー/情報館えのき/緑が丘出張所/緑が丘ふれあいセンター/
ボランティア・市民活動センター/各地区会館(5か所)



●提案の募集

- ・募集期間 平成28年5月1日(日)から6月12日(日)まで
- ・提案件数 4件



●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第1回	平成28年 4月25日	平成27年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会及び評価等について ◆平成27年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第2回	平成28年 4月28日	平成27年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会及び評価等について ◆平成27年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第3回	平成28年 9月29日	中間報告会 ◆平成28年度協働事業実施団体5団体による中間報告会を行った。
第4回	平成28年 11月1日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 2団体 ◆2団体の提案について提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間：1団体15分以内 ・質疑応答時間：1団体30分
第5回	平成28年 11月8日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 2団体 ◆2団体の提案について提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間：1団体15分以内 ・質疑応答時間：1団体30分

3 審査基準

平成 28 年度の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行われました。

書類審査は原則として 10 事業を超える提案があった場合に実施するものとし、28 年度の提案事業は 4 事業であったため、書類審査は実施せず、全 4 事業をプレゼンテーション審査対象事業としました。

プレゼンテーション審査では提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査し、その結果、評価点数が満点合計の 6 割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

4 平成28年度協働事業提案制度の募集内容

※協働事業提案制度募集要項から抜粋

『武蔵村山市協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

事業の提案は、『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に分けて募集します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会
その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体

募集の区分

協働型事業部門

市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

事業を発展させていくことを前提に、3年計画で事業を企画し、提案していただきます。

1事業あたり、1年目は**80万円**、2年目は**70万円**、3年目は**60万円**を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

1事業あたり対象となる経費の**25万円**を上限として補助金を交付します。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ **3年間継続して実施することができる事業（協働型事業の場合）**
であり、次の4つのいずれかに該当する事業
- ⑤ 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ⑥ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ⑦ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ⑧ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

- | | |
|---|-------------------------|
| ① 同一の市民活動団体が3年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業 | ⑤ 調査のみを目的とした事業 |
| ② 営利のみを目的とした事業 | ⑥ 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業 |
| ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業 | ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業 |
| ④ 学術的な研究のみを目的とした事業 | ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業 |
| | ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業 |

5 平成28年度提案事業の審査結果及び理由

平成28年度提案事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、平成28年度に、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6 平成28年度提案事業内容」を参照してください。

事業 番号	事業 部門	提案事業名	審査経過		審査結果	採択 順位
		提案団体名	第一次審査	第二次審査		
28 -2	協働型	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦	通 過	通 過	採択と すべき事業	1位
		むさし村山ストリートダンス協会				
	市担当課	産業観光課 観光グループ				
	理 由					
<p>様々なアイデアを駆使しながら武蔵村山市の知名度向上につながる取組を行っており、団体の熱意と創意工夫が感じられます。市内小学校のイベントではムラッパーのダンスが取り入れられるなど、ムラッパーが徐々に地域に根付いてきていることが伺えます。また、地元企業との連携やSNSを活用した情報発信にも力を入れており、今後さらに活動が発展していくことを期待します。ただし、本事業の真の目的は武蔵村山市の知名度向上と地域の活性化であり、団体のPRが前面に出すぎないように注意し、キャラクターを通じた武蔵村山市のPR活動を行うということを留意してください。</p> <p>事業継続のための最大の課題は安定した自己財源の確保です。キャラクターを活かして収益を得る方法についても今後よく検討し、協働事業終了後の資金不足に対応できるよう努めてください。</p>						
28 -1	協働型	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾	通 過	通 過	採択と すべき事業	2位
		武士団・村山党の会				
	市担当課	産業観光課 観光グループ				
	理 由					
<p>「武士団・村山党」という旗印を掲げ、市民が市に対して愛着を持てるような活動をすることは、非常に有意義な事業であると評価できます。講座や教室には市民が多く参加しており、市民相互の交流が行われているほか、村山党にゆかりのある他地域との連携も進めており、地域の活性化につながることを期待できます。また、協働事業終了後の展望においては、グッズの作製、小冊子の発行、村山党物語の創作など、新しい取組を予定しており、徐々に発展していくことをしっかりと計画していることが伺えます。本事業は歴史上の存在や出来事を取り扱っているため、史実から逸脱することのないように注意し、また武蔵村山市のPRにつながる取組を行うことが事業の目的であることに留意してください。</p> <p>継続的な活動を可能にするための自己財源確保に努め、本事業がさらに発展することを期待します。</p>						

	協働型	武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る。	通 過	通 過	採択とすべき事業	3位
		グラシオスプラントパートナー				
	市担当課	環境課 公園緑地グループ				
理 由						
28-4	<p>武蔵村山市を花と緑でいっぱいにするには、市が掲げるみどりの基本計画に沿った事業であるだけでなく、市民の自然を大切にすることを育むという点においても本事業は高く評価することができます。会員数が年々増加していることから団体の活動が着実に広がっていることが伺え、今後は事業所・高齢者・小学生と、市民それぞれに花育の輪が広がっていくことが期待できます。一方で、団体の活動を広報する力が少し弱いと感じます。フェイスブックやツイッター等のSNSをもっと積極的に活用し、事業の成果を広くPRする手法を検討してください。</p> <p>市の補助金だけに頼らない自立した事業運営を見据えて活動資金の確保に努めていることは団体として成長している点であり、今後さらに魅力ある事業を実施していくとともに、広報を強化して活動を発展させていくことを期待します。</p>					
	協働型	みんなの科学教室	通 過	実 施	不採択とすべき事業	—
		特定非営利活動法人 こども科学教育振興協会				
	市担当課	教育指導課 指導グループ				
理 由						
28-3	<p>本事業の最大の懸念事項は、協働事業終了後の計画性が乏しく、中長期的な将来展望が非常に不明確な点です。特に、支出のうち人件費が高い割合を占めている中で具体的な自己財源が無いことは、事業を継続していく上で大きな不安材料といえます。</p> <p>協働事業提案制度は助成金を活用した一過性の事業を行うものではなく、人的・財政的にも団体として成長していくことが重要です。子どもたちが理科に苦手意識を持ち、理科離れが進む中で、興味や好奇心を引き出しながら理科に触れる機会を作ることには意義があると認められますが、本制度を活用して自立した事業を実施していくための展望が弱いと感じます。本制度の主旨を再認識するとともに、1年間の経験を活かして今後の活動につなげてください。</p>					

6 平成28年度提案事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

- (1) 中世・村山郷を中心に活躍した
「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾
提案団体：武士団・村山党の会
市担当課：産業観光課 観光グループ

- (2) ムラッパーの武蔵村山市PR作戦
提案団体：むさし村山ストリートダンス協会
市担当課：産業観光課 観光グループ

- (3) みんなの科学教室
提案団体：特定非営利活動法人 こども科学教育振興協会
市担当課：教育指導課 指導グループ

- (4) 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして
癒しの景観を創る
提案団体：グラシオスプラントパートナー
市担当課：環境課 公園緑地グループ

武蔵村山市長 殿

提案団体名 武士団・村山党の会
 所在地 武蔵村山市学園 4-23-18 ファースト 102
 代表者名 会長 小谷 寿量
 職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
 なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾		
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。			
	保健・医療・福祉	地域安全	科学技術
○	社会教育	人権擁護・平和	経済活動
◎	まちづくり	国際協力	職業能力開発・雇用機会拡充
○	文化・芸術・スポーツ	男女共同参画	消費者の保護
	環境	子どもの健全育成	市民活動支援
	災害救援	情報化社会	その他（ ）
事業部門 ※ どちらかに○をしてください。	○	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）	
		団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）	
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	手づくり甲冑教室と郷土史講演会を開催し、村山党を中心とした武蔵村山の郷土史を学びながら武蔵村山に対する愛着を深めてもらい、作った甲冑を活用して市内外のイベントに参加して、「村山党」を名実ともに武蔵村山の名物に育てあげます。そして「村山党」を旗印に地域おこしに参加してくれる市民を育成し、武蔵村山の地域活性化や産業観光振興に繋げることを目的とします。		
事業の実施予定期間	平成29年 4月 1日 から 平成30年 3月31日まで		
市担当課	※協働推進課記入欄 協働推進部 産業観光課（観光グループ）		

(添付書類)

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式） | ⑤ 団体の前年度収支決算書 |
| ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式） | ⑥ 団体の定款、規約、会則等 |
| ③ 提案団体概要書（第4号様式） | ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿 |
| ④ 団体の前年度活動報告書 | ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等） |

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

第2号様式（第5条関係）

協働事業提案制度企画書

提案団体名	武士団・村山党の会
提案事業名	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾

◎ 地域的・社会的課題、事業の目的

市の現状から考えられる課題	<p>※ この事業に関わる市の課題を、現状を踏まえて記載してください。</p> <p>※ 「武蔵村山市の名物は何？」と問われた時に、はっきり即答できるものがない現状があります。</p> <p>市民が地域に対する愛着を持ち、地域活性化や産業観光を盛り上げていくためには市の名物や象徴が必要だと考えます。</p> <p>武蔵村山市の市名の由来ともなった「村山党」は、それになり得ると考えています。</p>
事業の目的と達成目標	<p>※ 何のためにこの事業を実施するのか、またこの事業の具体的な達成目標を記載してください。</p> <p>「村山党」を通じて、武蔵村山市の郷土史に関心をもってもらい、市に対する愛着を深め、「村山党」を武蔵村山の名物に育てあげ、地域活性化と産業観光振興に繋げることを目的にします。達成目標については、甲冑教室で甲冑を10領製作（H27-15領/H28-10領/H29-10領）し、年3回の郷土史講演会で広く市民に村山党と武蔵村山の郷土史を知ってもらうとともに、「村山党」を活かした産業観光振興のためのイベント開催や商品開発に繋げることを目指します。</p>

◎ 事業の内容

事業内容	<p>※ どのような事業を実施するのか、実施方法や実施場所、実施対象などについて具体的に記載してください。また、外部講師や他団体への協力を依頼する場合は、その内容についても記載してください。</p> <p>①手づくり甲冑教室（5/中旬～3/31・隔週土曜日開催）</p> <p>②郷土史講演会（年間3回）外部講師による講演</p> <p>③村山デエダラまつり・産業観光イベント・桜まつり等の市内イベント及び他地域のまつり・イベントへの参加</p>
------	---

事業効果	<p>※ この事業を実施することにより、市や市民、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか記載してください。</p> <p>郷土史に対する関心と、郷土に対する愛着が深まり、手づくり甲冑教室においては手づくりする楽しさと充実感が得られます。また、手づくりした甲冑を活用して「村山党」を市内外にアピールすることができ、「村山党」を武蔵村山の名物（旗印）として、地域活性化や産業観光振興に繋げることができます。</p>
実施体制	<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>①手づくり甲冑教室（運営スタッフ：常時3名～5名） ②郷土史講演会（運営スタッフ：8名程度） ③村山デエダラまつり・産業観光イベント・桜まつり・他地域のまつりへの参加（運営スタッフ4名・武者姿スタッフ5名～20名）</p>

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎ 協働の必要性（団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください）

協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市と協働で実施する意義と必要性について記載してください</p> <p>武蔵村山を愛し、武蔵村山の歴史や文化を次の世代に残し、武蔵村山の地域おこしをしたいとの熱い思いをもった市民グループと市が協働することにより、社会的信頼性・広報宣伝力・資金力などの面で大きな力となり、事業の目的である地域おこしと人材育成を大きく推進することができると思います。</p>				
協働の役割分担	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="496 1276 548 1503">団体の役割</td> <td data-bbox="548 1276 1393 1503"> <p>※ 提案団体と市の役割分担や責任の範囲についての考えを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■手づくり甲冑教室及び郷土史講演会の企画・運営 ■まつりやイベントへの参加による村山党のPRと産業観光振興活動 ■村山党や武蔵村山の郷土史の調査研究と学習 ■他団体や他地域との積極的な交流による村山党と武蔵村山のPR </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1503 548 1753">市に求める役割</td> <td data-bbox="548 1503 1393 1753"> <ul style="list-style-type: none"> ■市の媒体での広報宣伝（市報・市SNS・市発行物） ■会場の提供（市民総合センター・市民会館等） ■小中学校のイベント等に参加する場合の連絡調整 ■市内の各種団体との連携のための調整 ■市の産業観光資源としての「村山党」の積極的なPR ■情報館えのきや他の公共施設での「村山党甲冑等」の展示スペースや保管スペースの提供 </td> </tr> </table>	団体の役割	<p>※ 提案団体と市の役割分担や責任の範囲についての考えを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■手づくり甲冑教室及び郷土史講演会の企画・運営 ■まつりやイベントへの参加による村山党のPRと産業観光振興活動 ■村山党や武蔵村山の郷土史の調査研究と学習 ■他団体や他地域との積極的な交流による村山党と武蔵村山のPR 	市に求める役割	<ul style="list-style-type: none"> ■市の媒体での広報宣伝（市報・市SNS・市発行物） ■会場の提供（市民総合センター・市民会館等） ■小中学校のイベント等に参加する場合の連絡調整 ■市内の各種団体との連携のための調整 ■市の産業観光資源としての「村山党」の積極的なPR ■情報館えのきや他の公共施設での「村山党甲冑等」の展示スペースや保管スペースの提供
団体の役割	<p>※ 提案団体と市の役割分担や責任の範囲についての考えを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■手づくり甲冑教室及び郷土史講演会の企画・運営 ■まつりやイベントへの参加による村山党のPRと産業観光振興活動 ■村山党や武蔵村山の郷土史の調査研究と学習 ■他団体や他地域との積極的な交流による村山党と武蔵村山のPR 				
市に求める役割	<ul style="list-style-type: none"> ■市の媒体での広報宣伝（市報・市SNS・市発行物） ■会場の提供（市民総合センター・市民会館等） ■小中学校のイベント等に参加する場合の連絡調整 ■市内の各種団体との連携のための調整 ■市の産業観光資源としての「村山党」の積極的なPR ■情報館えのきや他の公共施設での「村山党甲冑等」の展示スペースや保管スペースの提供 				

◎ 中長期計画

<p>現在までの成果</p>	<p>※ 現在までの活動の成果を記載してください。</p> <p>平成27年度の協働事業による郷土史講演会や手作り甲冑教室の実施により、「村山党」を旗印にした地域おこし活動に積極的に参加してくれる人材が育ちました。また、千葉館山・松戸・板橋区・青梅・日野・府中といった他地域との交流が進み、「武蔵村山」と「村山党」を発信する機会が増え、市内外において「村山党」の認知度がアップし、「村山党」を旗印にした地域おこしの可能性が広がってきています。</p>
<p>今後及び協働事業終了後の展望</p>	<p>※ 今後どのように展開していきたいか、さらに、協働事業終了後どのように継続していくかを記載してください。</p> <p>「村山党」を名実ともに武蔵村山の名物・象徴に育てあげ、手作りした甲冑を活用して、まつりや産業観光イベントの目玉とするとともに、「村山党物語」を創作して、他の多くの団体と連携協力して、商品開発や武蔵村山の地域おこし活動に繋げていきたい。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度 協働事業				郷土史 講演会				郷土史 講演会			郷土史 講演会	
	武蔵村山 桜まつりに参加	手作り甲冑教室(隔週土曜日)		地域イベント への参加	夏休みこども 兜制作教室	手作り甲冑教室(隔週土曜日)						生涯学習ま つりに参加
		他地域との 交流・まつり への参加	地域イベント への参加	地域イベント への参加	他地域との 交流・まつり への参加	村山デエダ ラまつりに参加	ウォーキング イベント・ FOODグラン プリに参加	地域イベント への参加	他地域との 交流・まつり への参加	地域イベント への参加		
30年度			郷土史 学習会								郷土史 学習会	
	武蔵村山 桜まつりに参加	手作り甲冑教室(隔週土曜日)		地域イベント への参加	夏休みこども 兜制作教室	手作り甲冑教室(隔週土曜日)						他地域との 交流・まつり への参加
		他地域との 交流・まつり への参加	地域イベント への参加	地域イベント への参加	他地域との 交流・まつり への参加	村山デエダ ラまつりに参加	ウォーキング イベント・ FOODグラン プリに参加	地域イベント への参加	他地域との 交流・まつり への参加	地域イベント への参加		
31年度			郷土史 学習会								郷土史 学習会	
	武蔵村山 桜まつりに参加	手作り甲冑教室(隔週土曜日)		地域イベント への参加	夏休みこども 兜制作教室	手作り甲冑教室(隔週土曜日)						他地域との 交流・まつり への参加
		他地域との 交流・まつり への参加	地域イベント への参加	地域イベント への参加	他地域との 交流・まつり への参加	村山デエダ ラまつりに参加	ウォーキング イベント・ FOODグラン プリに参加	地域イベント への参加	他地域との 交流・まつり への参加	地域イベント への参加		

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	武士団・村山党の会			提案事業名	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾		
実施年度	平成29年度			平成30年度		平成31年度	
【収入の部】	項目	積算内訳(数量、単価等)	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)
	会員会費	1,500円×25名	37,500	会員会費	45,000	会員会費	45,000
	教室参加費	500円×10名	5,000	教室参加費	10,000	教室参加費	10,000
	甲冑賃貸	2,000円×15領	30,000	甲冑賃貸	40,000	甲冑賃貸	40,000
	協働事業助成金		700,000	その他事業	23,000	その他事業	23,000
				他地域まつり参加費	50,000	他地域まつり参加費	50,000
収入合計			772,500		168,000		168,000
【支出の部】	項目	積算内訳(数量、単価等)	金額(円)	項目	金額(円)	項目	金額(円)
	報償費	講師謝礼 13,000円×3名	39,000	交通運搬費	100,000	交通運搬費	100,000
	交通運搬費	他地域のまつりへの遠征費 ※(ガソリン代・高速代)20,000×5地域	100,000	保険料	9,000	保険料	9,000
	印刷製本費	チラシ・小冊子印刷	70,000	消耗品費	20,000	消耗品費	20,000
	委託料	小冊子デザイン等	50,000	印刷製本費	30,000	印刷製本費	30,000
	備品購入費	刀・弓矢・太鼓(武者行列演出用) 刀12,000円×3 弓矢12,000円×6 法螺貝14,000円×3	150,000	予備費	9,000	予備費	9,000
	消耗品費①	大人用甲冑材料費(40,000円×5領)	200,000	※甲冑材料費は各自自己負担とする。		※甲冑材料費は各自自己負担とする。	
	消耗品費②	小人用甲冑材料費(15,000円×8領)	120,000				
	消耗品費③	ハサミ・ポンチ等の手作り道具	20,000				
	保険料	ボランティア保険(300円×20名)	6,000				
	予備費		17,500				
支出合計			772,500		168,000		168,000

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

武蔵村山市長 殿

提案団体名 むさし村山ストリートダンス協会
 所在地 武蔵村山市本町1-6-3
 代表者 佐藤哲子
 職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
 なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名		ムラッパーの武蔵村山市PR作戦			
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。					
	保健・医療・福祉		地域安全		科学技術
	社会教育		人権擁護・平和		経済活動
○	まちづくり		国際協力		職業能力開発・雇用機会拡充
	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
	環境	○	子どもの健全育成		市民活動支援
	災害救援		情報化社会	◎	その他（市外への宣伝活動）
事業部門 ※ どちらかに○をしてください。	○	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）			
		団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）			
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	市民発、非公認キャラクター「ムラッパー」を活用した武蔵村山市の知名度アップのためのPR活動。				
事業の実施予定期間	平成29年 4月 1日 から 平成30年 3月 30日まで				
市担当課	※協働推進課記入欄 協働推進部 産業観光課（観光グループ）				

(添付書類)

- ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- ③ 提案団体概要書（第4号様式）
- ④ 団体の前年度活動報告書
- ⑤ 団体の前年度収支決算書
- ⑥ 団体の定款、規約、会則等
- ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会
提案事業名	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦

◎ 地域的・社会的課題、事業の目的

市の現状から考えられる課題	<p>この事業に関わる市の課題を、現状を踏まえて記載してください。</p> <p>武蔵村山市は東村山市ではないこと、武蔵村山市は東京都にあること等々、武蔵村山市の知名度があまりにも低いことは、市民としてとても残念である。市外に向けての発信と市外からの訪問者を増やすための事業が、充分とは言えない現状である。大人だけでなく子どもたちも武蔵村山市民であることに誇りを持つことができるよう、知名度を高める必要がある。</p>
事業の目的と達成目標	<p>※何のためにこの事業を実施するのか、またこの事業の具体的な達成目標を記載してください。</p> <p>非公認キャラクタームラッパーとの市内でのイベントへの参加はもちろん、積極的に市外のイベントに参加し、より多くの方に、武蔵村山市の観光資源を宣伝し、知ってもらおう。</p> <p>具体的な達成目標は捉えにくいですが、協働事業2年目の目標は、興味を持っていただける宣伝物をさらに充実しファンを増やしていく。</p>

◎ 事業の内容

事業内容	<p>※ どのような事業を実施するのか、実施方法や実施場所、実施対象などについて具体的に記載してください。また、外部講師や他団体への協力を依頼する場合は、その内容についても記載してください。</p> <p>以下のイベントに参加する。ただし、参加の可否は主催者の判断によるため、確定はできない。また、以下以外のイベントにも積極的に参加する。</p> <p><本市でのイベント></p> <p>4月 桜まつり 5月 市民発!!元気フェスタ 7月 ひまわり畑開園イベント 8月 観光納涼花火大会 9月 イオンモールダンスフェスタ 10月 デエダラまつり 11月 FOODグランプリ</p> <p>その他、小学校・自治会・自治体等主催のまつりへの参加</p> <p><他市でのイベント></p> <p>9月 ご当地キャラ子ども夢フェスタ in 白河 10月 ご当地キャラ博 in 彦根 11月 世界キャラクターさみっと in 羽生 9月～10月 ゆるキャラグランプリ 2017</p> <p>その他、企業や他市のイベントにも参加</p>
事業効果	<p>※この事業を実施することにより、市や市民、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか記載してください。</p> <p>市内でのイベントについては、これまで同様参加していくが、それ以外にも自治体や幼稚園・保育園・小学校等の夏祭りや様々なイベントに積極的に参加する。</p> <p>また、他市でのイベントについては、白河13万人、羽生41万人と未だにご当地キャラクターイベントの集客力が高いことや、伝統的なおまつりより来場者の年齢層が幅広いことが特徴であり、未来ある子どもたちに直接市のPRができる絶好の機会であることから、子どもたちが喜んで手にしてくれるような配布物を使って宣伝することで、知名度を高めることができる。</p>

実 施 体 制	<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>むさし村山ストリートダンス協会のメンバーで、各イベントにエントリー、参加。イベント1回につき、5名派遣する。</p> <p>(道具や宣伝物の運搬も含め、車輛1台ですむよう、乗車可能人数を考えた。)</p> <p>内訳は、キャラクターに入るスタッフ（ダンスインストラクター） 3名 誘導・宣伝物配布・主催団体との連絡調整等 2名</p>
---------	--

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎ 協働の必要性 (団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください)

協 働 の 意 義 と 必 要 性	<p>※この事業を市と協働で実施する意義と必要性について記載してください。</p> <p>初年度は、市が宣伝したい観光資源「かたくりの湯」とコラボグッズを製作し、市外イベントでも好評だったので、さらに有効な宣伝物の企画制作を担当課と考えていく。市の意向と民の意識とを併せることで、他州市の宣伝物に負けないものをつくるための重要なポイントと捉えている。</p>	
協働の役割分担	団 体 の 役 割	<p>※ 提案団体と市の役割分担や責任の範囲についての考えを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの情報収集とエントリー及び参加のための手続き全般 ・ イベントへの参加に関すること全般 ・ キャラクターのメンテナンス ・ 宣伝物の企画制作 ・ SNSによる情報発信
	市 に 求 め る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣伝物の企画制作 ・ イベントへの参加協力 ・ イベント参加についての、市内向けインフォメーション ・ 販売可能なイベントでの地域ブランドに関する手配等 ・ ゆるキャラグランプリでムラッパーへの投票促進に関する協力

◎ 中長期計画

現在までの成果	<p>※ 現在までの活動の成果を記載してください。</p> <p>当協会これまで行ってきた市外への宣伝は、自主財源での実施は、武蔵村山市PRソングともいえる曲とダンスによる体験型PR、配布物はムラッパーのプロフィール入り名刺が限界でしたが、ノリの良い曲とスタイリッシュなダンスでファンも増加してきた。協働事業1年目は、かたくりの湯とのコラボグッズと天乃屋の協力をいただき、市外イベントで声をかけてくださる方も確実に増えている。</p>
今後及び協働事業終了後の展望	<p>※今後どのように展開していきたいか、さらに、協働事業終了後どのように継続していくかを記載してください。</p> <p>多くの自治体が公認キャラクターを作り参加しており、無料で様々なグッズを配っている中で、ムラッパーは曲とダンスで人を集めている現状です。聞くだけ見るだけでなく、手に持って帰り、帰ってから捨てるに武蔵村山について目にできるものが必要でした。</p> <p>まず1年目は、配布物を企画制作し、配布とSNSを利用した宣伝。2年目はさらに配布数を増やし、認知度についても調査する。3年目は自立に向け、グッズ販売等の売り上げで宣伝活動が継続できるようにしていきたい。協働事業終了後は、グッズ売り上げや企業とのコラボレーションによる収益をもとに、市内及び近隣での活動を中心とするが、これまで遠方で行われているキャラクターイベントを武蔵村山市に誘致し、「ご当地キャラ大イベント in 東京 (仮称)」を実施したい。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

◇市内イベント ◆市外でのイベント

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆うまかんべえ祭り ◇さくらまつり 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣フェスタ ◆白河イベント ◇ノルディックW 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中原・岸自治会 ◆ヤオコイイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校イベント ◇社明運動 ◇ひまわり開園式 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会祭り ◇納涼花火大会 ◇子ども祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ◆おどりフェス ◇イオンイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◆彦根イベント ◇デエダラ祭り ◇スポーツイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◆羽生イベント ◇フードグランプリ ◇市内クリスマス協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣フェスタ ◆ヤオコイイベント ◇クリスマスイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ダンス協会イベント ◇生涯学習フェス 	<ul style="list-style-type: none"> ◇PTA卒業イベント 	
				 <p>ゆるきゃらグランプリ 2017 投票期間</p>								
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆うまかんべえ祭り ◇さくらまつり 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣フェスタ ◆白河イベント ◇ノルディックW 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中原・岸自治会 ◆ヤオコイイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校イベント ◇社明運動 ◇ひまわり開園式 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会祭り ◇納涼花火大会 ◇子ども祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ◆おどりフェス ◇イオンイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◆彦根イベント ◇デエダラ祭り ◇スポーツイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◆羽生イベント ◇フードグランプリ ◇市内クリスマス協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣フェスタ ◆ヤオコイイベント ◇クリスマスイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ダンス協会イベント ◇生涯学習フェス 	<ul style="list-style-type: none"> ◇PTA卒業イベント 	
				 <p>ゆるきゃらグランプリ 2018 投票期間</p>								
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆うまかんべえ祭り ◇さくらまつり 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣フェスタ ◇ノルディックW 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中原・岸自治会 ◆ヤオコイイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校イベント ◇社明運動 ◇ひまわり開園式 	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会祭り ◇納涼花火大会 ◇子ども祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ◆おどりフェス ◇イオンイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇デエダラ祭り ◇スポーツイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◆羽生イベント ◇フードグランプリ ◇市内クリスマス協会 	<ul style="list-style-type: none"> ◇元氣フェスタ ◆ヤオコイイベント ◇クリスマスイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ダンス協会イベント ◇生涯学習フェス 	<ul style="list-style-type: none"> ◇PTA卒業イベント 	

※上記外の不定期イベント（市／公共施設／幼・保・小・中学校／市民活動団体／企業主催イベント）にも参加

第3号様式(第5条関係)

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会			提案事業名	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦		
実施年度	平成29年度			平成30年度		平成31年度	
【収入の部】	項目	積算内容(数量、単価等)	金額	項目	金額	項目	金額
		協働型事業補助金 協会本会計より		700,000 97,560	協働型事業補助金 協会本会計より	600,000 127,560	協働型事業補助金 出演料・グッズ販売 協会本会計より
収入合計			797,560		727,560		204,440
【支出】の部	人件費	有償スタッフ(インストラクター2名×1250円×8h×2日×3イベント)	120,000	人件費	120,000	人件費	10,000
	交通費	車輛借料(1日10,000円×6日)	60,000	交通費	60,000	交通費	40,000
		高速料金(白河10,680円、羽生4,720円・彦根17,160円)	32,560		32,560	(羽生2日)	9,440
		ガソリン代	30,000		30,000		10,000
	宿泊費	宿泊費補助(5,000円×5名×3回)	75,000	宿泊費	75,000	宿泊費	0
	出店料	白河6,000円他(実行委員会の規定により不確定)	30,000	出店料	30,000	出店料	5,000
	参加費	グリーティング(交流会)参加費(5,000円×5名×2回)	50,000	参加費	50,000	参加費	0
	印刷費	名刺作成費(5,000枚)・ポスター・リーフレット他	50,000	印刷費	30,000	印刷費	30,000
	修繕費	ムラッパーメンテナンス料(部品作成・修理・クリーニング)	100,000	修繕費	100,000	修繕費	100,000
宣伝費	武蔵村山市紹介グッズ作成料(無料配布物)	250,000	宣伝費	200,000	宣伝費	0	
支出合計			797,560		727,560		204,440

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

武蔵村山市長 殿

提案団体名 特定非営利活動法人
こども科学教育振興協会
所在地 東京都新宿区四谷三丁目1番地
ミカドビル3階
代表者 理事長・宮下 英雄
職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名		「みんなの科学教室」		
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。				
	保健・医療・福祉		地域安全	◎ 科学技術
○	社会教育		人権擁護・平和	経済活動
	まちづくり		国際協力	職業能力開発・雇用機会拡充
	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画	消費者の保護
	環境	○	子どもの健全育成	市民活動支援
	災害救援		情報化社会	その他（ ）
事業部門 ※ どちらかに○をしてください。	○	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）		
		団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）		
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	① 子供たちの「理科離れ」が言われて久しい中、小学校の理科教育に関するクラブ活動支援や広く市民を対象とする実験教室等を開催することを通して、理科にふれる楽しさや喜びを体験させ、将来自ら進んで理科に関わろうとする子供の育成に取り組む。 ② この機会を通して、サイエンスコミュニケーションが行われ、親子の対話が発展し、青少年の健全育成に寄与する。 ③ ①、②の目的を遂行するため教育委員会と協働連携して実施する。			
事業の実施予定期間	平成29年4月1日 から平成30年3月31日まで			
市担当課	※協働推進課記入欄 教育部 教育指導課（指導グループ）			

(添付書類)

- ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- ③ 提案団体概要書（第4号様式）
- ④ 団体の前年度活動報告書
- ⑤ 団体の前年度収支決算書
- ⑥ 団体の定款、規約、会則等
- ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

協働事業提案制度企画書

提案団体名	特定非営利活動法人 こども科学教育振興協会
提案事業名	協働型事業「みんなの科学教室」

◎ 地域的・社会的課題、事業の目的

市の現状から考えられる課題	<p>① 本市において児童・生徒の学力向上は重要な課題となっている。また、一般的にも子供たちの「理科離れ」が課題となっていることから、保護者・地域をも巻き込みながら、子供たちに理科をより身近に感じさせる事業を進める必要がある。</p> <p>② また、実感を伴った観察実験を行うことにより、科学の有用性についての意識を高めることが、基礎的な知識・技能の習得とその活用に対する本市の学力向上課題の方策と考えられる。</p>
事業の目的と達成目標	<p>① 子供たちを中心に保護者・地域の方々にも理科の楽しさに触れる活動を展開することによって、一人でも多くの市民が理科に興味・関心を深められる環境をつくり、子供たちの科学的なものの見方や考え方を深化させる。</p> <p>② また、この機会を通して、サイエンスコミュニケーションが行われ、親子の対話が発展することを願い、合わせて青少年の健全育成に寄与する。</p>

◎ 事業の内容

事業内容	<p>① 本市の小学校のうち、理科に関わるクラブ活動を設定している学校の活動を支援するとともに、広く市民を対象とした実験教室を開催し、理科に関する興味・関心を高める。</p> <p>② クラブ設定校である市立第七、第八、第九、第十、雷塚、第二、第三小学校の7校すべてにおいて、公平に教育の機会として適切に享受推進する。</p> <p>③ 開設未設定の学校においては、学年単位での科学教室の開催、市民向け実験教室への参加を促し、武蔵村山市の子どもたち全員に科学を楽しむ機会を提供し、科学素養の向上に寄与していく。</p> <p>④ クラブ設定校においても少人数の児童を対象にするよりも費用対効果を考えて、学年単独の科学教室を選択することができるようにする。</p>
事業効果	<p>① 一人でも多くの子供たちに、理科を身近に感じさせ、楽しさを味わわせることで、子供たちの理科離れを解消することができる。</p> <p>② また、体験活動を通して科学の有用性を実感させることができるとともに科学を通して家庭内での対話「サイエンスコミュニケーション」を促し、青少年の健やかな成長に寄与することができる。</p> <p>③ このことは、子供の科学教育と子育て支援を通して、知見を構築し、広く振興を図り、科学教育の維持・発展を及び推進に寄与することを目的にした当協会の事業推進と合致する。</p>

<p>実 施 体 制</p>	<p>① 各学校のクラブ活動の実施については、こども科学教育振興協会に所属するスタッフの派遣による科学クラブ活動の直接指導。</p> <p>② 学年単独での科学教室の開催については、企画・運営・学年との協力体制を構築し、こども科学教育振興協会が実施。</p> <p>なお、協力・運営体制を円滑にするために、事前に学校に出向き、学年と打ち合わせをするとともに、会場となる体育館等を視察し、ブースの設定等を考える。</p> <p>③ 市民向けの科学教室（サイエンスフェスティバル）については、規模が大きくなること、参加人数が多くなることからして、当協会のスタッフ他、支援団体である日本理科教育振興協会、学生ボランティアからの支援をお願いして、安全対策を講じながら実施体制を確保。</p> <p>④ ③の実施にあたっては、実行委員会組織を立ち上げ、会場校長を実行委員長にし、地域との連携協力がより円滑に行われるように配慮する。</p> <p>⑤ さらに、ボランティア・市民活動センターの協力を依頼し、受付、交通整理、誘導などへのボランティアの派遣をお願いする。</p>
----------------	---

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎ 協働の必要性（団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください）

<p>協 働 の 意 義 と 必 要 性</p>	<p>① 子どもたちの実態に即した効果的な理科実験や体験等の機会を専門的に研究し、実践している「こども科学教育振興協会」の技能等を導入する必要がある。</p> <p>② このことは、本市における児童・生徒の学力向上、子供たちの「理科離れ」が重要な対策解決課題となっていることからして、保護者・地域をも巻き込みながら、教育委員会と一体となって事業を進める必要がある。</p>				
<p>協働の役割分担</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 1265 496 1503"> <p>団 体 の 役 割</p> </td> <td data-bbox="496 1265 1345 1503"> <p>① 学校のクラブ活動、学年の科学教室については、学校の教育課程に位置づく重要な教育活動であるので、実施にあたっては、校長及び担当者と協議し、内容を精査した後、指導等は団体が行う。</p> <p>② 市民向けの科学教室においては、協賛団体を募り、連携して、目的遂行に努力する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1503 496 1888"> <p>市 に 求 め る 役 割</p> </td> <td data-bbox="496 1503 1345 1888"> <p>① 市民向けの「実験教室」（サイエンスフェスティバル）の開催場所の確保や参加者への周知、募集等については、市の広報の活用等による対応をお願いしたい。</p> <p>② また、協賛団体、PTA、地域に支援をお願いする時には、諸団体組織への協力要請をお願いしたい。特に、地域の青少年育成団体との連携協力を依頼したい。</p> <p>③ 活動の実施にあたっては、協働推進課、ボランティア・市民活動センターとの密接な連携での推進協力をお願いしたい。</p> </td> </tr> </table>	<p>団 体 の 役 割</p>	<p>① 学校のクラブ活動、学年の科学教室については、学校の教育課程に位置づく重要な教育活動であるので、実施にあたっては、校長及び担当者と協議し、内容を精査した後、指導等は団体が行う。</p> <p>② 市民向けの科学教室においては、協賛団体を募り、連携して、目的遂行に努力する。</p>	<p>市 に 求 め る 役 割</p>	<p>① 市民向けの「実験教室」（サイエンスフェスティバル）の開催場所の確保や参加者への周知、募集等については、市の広報の活用等による対応をお願いしたい。</p> <p>② また、協賛団体、PTA、地域に支援をお願いする時には、諸団体組織への協力要請をお願いしたい。特に、地域の青少年育成団体との連携協力を依頼したい。</p> <p>③ 活動の実施にあたっては、協働推進課、ボランティア・市民活動センターとの密接な連携での推進協力をお願いしたい。</p>
<p>団 体 の 役 割</p>	<p>① 学校のクラブ活動、学年の科学教室については、学校の教育課程に位置づく重要な教育活動であるので、実施にあたっては、校長及び担当者と協議し、内容を精査した後、指導等は団体が行う。</p> <p>② 市民向けの科学教室においては、協賛団体を募り、連携して、目的遂行に努力する。</p>				
<p>市 に 求 め る 役 割</p>	<p>① 市民向けの「実験教室」（サイエンスフェスティバル）の開催場所の確保や参加者への周知、募集等については、市の広報の活用等による対応をお願いしたい。</p> <p>② また、協賛団体、PTA、地域に支援をお願いする時には、諸団体組織への協力要請をお願いしたい。特に、地域の青少年育成団体との連携協力を依頼したい。</p> <p>③ 活動の実施にあたっては、協働推進課、ボランティア・市民活動センターとの密接な連携での推進協力をお願いしたい。</p>				

◎ 中長期計画

<p>現在までの成果</p>	<p>※ 現在までの活動の成果を記載してください</p> <p>・平成26年(8月)さくらホールにて</p> <p>① 第1回 市民会館における「子ども科学教室」の開催 (午前の部) Lets science in Musashimurayama</p> <p>② 第2回 市民会館における「子ども科学教室」の開催 (午後の部) Lets science in Musashimurayama</p> <p>安全にすべてのメニューを実践し、大きな成果を残した。参加者からは、「また来てください」とのエールが寄せられた。</p> <p>③ 平成28年5月31日、第一小学校第3学年66名全員による科学体験教室を開催。(保護者、市教育委員会、市内他校長の参観があった。)</p> <p>④ 6月22日、第三小学校にて科学クラブ。葉脈標本づくり。 身近な植物への関心、特に植物体のつくりへの関心を高めるとともに、人間の体のつくりへと関心を高めることができたと考えられる。</p> <p>⑤ ボランティア・市民活動センター紙(7月号)に事業の情報掲載。</p>
<p>今後及び協働事業 終了後の展望</p>	<p>●各学校等による主体的な活動の参画と開催についての支援</p> <p>●学校、保護者、市民がさらに科学を楽しむ意識形成への支援。</p> <p>●子供自らが科学を創ることへの楽しさが得られる環境への支援。</p> <p>① 学年行事、複数の学年が一緒になって、科学実験教室の開催。</p> <p>② こどもが科学を創る授業の構成への支援</p> <p>③ PTA、地域が主体となった、科学体験クラブの新設(おやじの会、寺子屋)</p> <p>④ 親子で科学体験を楽しむクラブの開設</p> <p>⑤ サイエンスカフェで語り合う身近な科学を楽しむ市民の会</p> <p>⑥ 科学を媒介にして子育て支援、青少年の健全育成についての施策事業の展開</p> <p>⑦ 環境の保全を図る活動の推進</p> <p>⑧ 終了後の予算については、ボランティア・市民活動センターを通して補助金等の申請を募りながら実施可能な限り継続を切望する。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29 年度	<p>○実施計画案の確定 学校・教育委員会・NPOによる計画立案 ○各学校のクラブ活動への直接指導</p> <p>○市民向け科学教室の開催 ○各学校クラブ活動への直接指導……○</p>											
30 年度	<p>○29年度の反省に基づき実施計画案の策定 学校・教育委員会・NPOによる計画立案・シラバスの作成 ○各学校クラブ活動への直接指導</p> <p>○市民向け科学教室の開催 ○各学校クラブ活動への直接指導</p> <p>○各学校クラブ直接指導</p> <p>○各学校クラブ活動への直接指導</p>											
31 年度	<p>協働型事業終了後の年度であり、継続等についての反省、予算等の位置付けが未定であることからして、各種の補助金申請制度を募り、可能な限り継続する方向で検討。</p>											

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	こども科学教育振興協会			提案事業名	「みんなの科学教室」		
実施年度	平成29年度			平成30年度		平成31年度	
【収入の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	協働型事業補助金		700,000円	協働型事業補助金	600,000円		協働事業終了後の継続にあたっては、各種の補助金申請を行うとともに、ボランティア・市民活動センター等と連携を取りながら検討する。
収入合計			700,000円			600,000円	
【支出の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
		小学生向け科学教室			小学生向け科学教室		
	人件費	延べ8名×7校×6,400円（日額）	<u>358,400円</u>	人件費	<u>268,800円</u>		
	交通費	延べ8名×7校×1,500円	<u>84,000円</u>	交通費	<u>63,000円</u>		
	消耗品費	材料・消耗品（内容・参加人数によって変更の可能性あり）	<u>105,000円</u>	消耗品費	<u>147,000円</u>		
		15,000円×7校			市民向け科学教室		
		ガラス球 2,000円		人件費	<u>57,600円</u>		
		発泡スチロール薄板 2,000円		交通費	<u>13,500円</u>		
		ポリエチレンフィルム 2,000円		消耗品費	<u>61,500円</u>		
		教材用 O2 2,000円		報償費	<u>20,000円</u>		
		教材用 CO2 2,000円					
		CD版 2,000円					
		色画用紙 2,000円					
		ラベルシート 1,000円					
		など					

		市民向け科学教室				
	<u>人件費</u>	9人×6,400円（日額）	<u>57,600円</u>			
	<u>交通費</u>	9人×1500円	<u>13,500円</u>			
	<u>消耗品費</u>	材料・消耗品（内容・参加人数によつて変更の可能性あり）	<u>61,500円</u>			
		液体窒素 30,000円				
		教材用 O2 2,000円				
		教材用 CO2 2,000円				
		風船（大・中・小） 5,000円				
		風船口止め 1,500円				
		耐圧ペットボトル 7,500円				
		たれビン・ナット 7,500円				
		ガラス球 2,000円				
		発泡スチロール薄板 2,000円				
		ポリエチレンフィルム 2,000円				
		など				
	<u>報償費</u>	2名×10,000円（日額）	<u>20,000円</u>			
支出合計			700,000円		600,000円	

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

武蔵村山市長 殿

提案団体名 グラシオスプラントパートナー
 所在地 東京都武蔵村山市中原1-9-36
 代表者 佐藤由美子
 職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
 なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名		武蔵村山市を花と緑あふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る			
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。					
	保健・医療・福祉		地域安全		科学技術
	社会教育		人権擁護・平和		経済活動
◎	まちづくり		国際協力		職業能力開発・雇用機会拡充
	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
○	環境	○	子どもの健全育成		市民活動支援
	災害救援		情報化社会		その他（ ）
事業部門 ※ どちらかに○をしてください。	○	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）			
		団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）			
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	街における花と緑はもっとも身近に感じる自然であり、季節感や心に安らぎとうるおいを与えてくれます。 本事業では、花や緑を活かしたうるおいのあるまちづくりを目指し、花と緑で癒される景観作りを行います。				
事業の実施予定期間	29年4月1日から 30年3月31日まで				
市担当課	※協働推進課記入欄 協働推進部 環境課（公園緑地グループ）				

（添付書類）

- ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- ③ 提案団体概要書（第4号様式）
- ④ 団体の前年度活動報告書
- ⑤ 団体の前年度収支決算書
- ⑥ 団体の定款、規約、会則等
- ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

協働事業提案制度企画書

提案団体名	グラシオスプラントパートナー
提案事業名	武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る

◎ 地域的・社会的課題、事業の目的

市の現状から考えられる課題	<p>市がH23年度に実施した「緑に関する市民意識調査」では、自宅周辺の緑や花が減っていると感じる回答が約半数を占めていました。これは、農地の宅地化、屋敷林や平地林の消失、大樹の伐採など身近な緑が減少していることが要因と考えられているそうです</p> <p>また、商業地や住宅街をみると花や緑に関心はあつて植えているけれど、専門的な知識がない為か、上手に育成できていないので、花育や植栽について正しい知識を持つ必要があります。</p>
事業の目的と達成目標	<p><事業の目的></p> <p>花と緑で心安らぐ癒しの景観を作り、個人のスキルの向上を目的とすることで、「人と自然が共生した環境をつくり・守る、潤いと安らぎのある花や緑豊かなまちづくり」を目指す。</p> <p><達成目標></p> <p>花と緑で心安らぐ癒しの景観を作り、個人のスキルの向上を目的とし、H27～H29の間に、かたくり温泉、情報館えのき、市役所西側及び南側花壇、市民レストラン花壇、福祉会館、市民総合センターの市内公共施設周辺7か所に癒しの景観(植栽)を作る。</p> <p>事業を通してスキルアップ講座修了生を300人つくる。</p>

◎ 事業の内容

事業内容	<p>A. 公共施設周辺の植栽、景観の改善</p> <p>① 市役所周辺3か所の改善 5月 11月</p> <p>② かたくり温泉入口の植栽 11月</p> <p>③ 福祉会館入口の植栽 5月 12月</p> <p>④ 市民総合センター中庭の植栽 5月 12月</p> <p>B. 市民向け講習会の実施</p> <p>① 寄せ植え講習会 4月</p> <p>② ハンギングバスケット講習会 11月</p> <p>C. 高齢者向け講習会 4月</p> <p>D. 小学生向け講習会 3月</p>
事業効果	<p>公共施設周辺の植栽による景観の改善により、まちに華やかさや快適な癒しの景観を演出し、まちの魅力を高めます。</p> <p>講習会の場を設けることにより、個人のスキルアップにつながり商店街や住宅地などにも癒しの景観を拡大する効果につながります。</p> <p>団体育成型事業で小学生対象の3年間行ってきた花育を講習会という形にして、花に関心のある子どもたちの知識や技術を伸ばす手助けをし未来を担う子どもたちの花や緑を育てる情操の教育につながる。</p>

実 施 体 制	<p><u>公共施設周辺の植栽</u> プランニング 2名 細かな日程調整(天候)人員調整 安全に配慮したスケジュール 協働する課との綿密な打ち合わせ しっかりとした管理方法の指導 安全性のある場所の環境にあった植物の配置 企画 3人～6人 仕入れ 2人 当日植え込み人数 4～6人</p> <p><u>講習会実施</u> 開催会場の確保 参加人数に対してのサポートスタッフの人員確保(募集人数 6人に1人) スムーズに行うためのスタッフとの細かな打ち合わせ プランニング 2名 企画 3人 仕入れ 2人 当日の事前準備 3～5人</p> <p>園芸店から花苗配達協力の依頼</p>
---------	---

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎ 協働の必要性（団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください）

協 働 の 意 義 と 必 要 性	<p>平成25年に策定された「武蔵村山市の第二次みどりの基本計画」でもその冒頭で「豊かな自然の武蔵野の大地に協働と絆でつくりだす みどりのまち むさしむらやま」と謳い、その策定の視点の中にも「地域のみどりに関する課題を身近な問題として感じている市民が、協働して対応することができる仕組みづくりが必要」とあるがまさにこの事業は、その仕組みづくりの一端を担うものである。</p>	
協 働 の 役 割 分 担	団 体 の 役 割	<p>企画の提案 スケジュール管理 プランニング デザイン 花苗、土、肥料、容器、その他の仕入れ 植え込み実施、講習会実施 メンテナンス管理 植栽管理指導 市とのスケジュール調整 植え込み実施日の参加者健康管理 講習会実施のための募集チラシ作成および事前準備</p>
協 働 の 役 割 分 担	市 に 求 め る 役 割	<p>事業内容</p> <p>●B. 市民向け講習会 2回 4月 11月 C. 高齢者向け講習会 1回 4月 D. 小学生向け講習会 1回 3月 計4回の受講受付窓口(電話予約)</p> <p>●市内公共施設を所管する課との連絡調整 ●植栽場所の整備協力 ●クリスマスイルミネーションの装飾</p>

◎ 中長期計画

<p>現在までの成果</p>	<p>H23～H25 団体育成型事業 小学生の花育と豊かな環境づくり H26年度・H27年度 市役所周辺の植栽・カタクリ温泉入口植栽で癒しの景観を創りの実施 講習会によるスキルアップ</p>
<p>今後及び協働事業 終了後の展望</p>	<p>3年間の事業を続けながら、協働による花と緑のまちづくりを進めながら、継続的な活動の受け皿である地域リーダーを育成し、協働事業終了後も、団体のメンバーだけでなく、市民向け講習の修了者を加えた市民と一緒に、様々な活動を提案しながら、市との協働を進めていきます。 また、団体として事業性を身に付け、市の補助金だけに頼らない活動を継続し、武蔵村山を名実共に花と緑に囲まれたまちとして行きたいと思えます。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ、どのようなことをするのか)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 29年度	上旬	担当課 打合せ								市役所植栽	次年度企画 プランニング	スケジュール 調整	
	中旬	高齢者向 け講習会	市役所周辺 植栽						かたくり 温泉植栽				
	下旬	市民 講習会	福祉会館・ 市民総合セ ンター植栽						市民講習会	福祉会館・ 市民総合セ ンター植栽		会員総会	小学生花育 講習会
平成 30年度	上旬		市役所周辺 植栽						かたくり 温泉植栽	市役所周辺 植栽			
	中旬		市民総合セ ンター植栽	かたくり 温泉植栽					市民総合セ ンター植栽	高齢者向け 講習会			
	下旬	市民 講習会	福祉会館 植栽						福祉会館 植栽				小学生花育 講習会
平成 31年度	上旬		市役所周辺 植栽						かたくり 温泉植栽	市役所周辺 植栽			
	中旬		市民総合セ ンター植栽	かたくり 温泉植栽					市民総合セ ンター植栽	高齢者向け 講習会			
	下旬	市民 講習会	福祉会館 植栽						福祉会館 植栽				小学生花育 講習会

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	グラシオスプラントパートナー			提案事業名	市を花と緑であふれる素敵な町にして癒しの景観を作る		
実施年度	平成29年度			平成30年度		平成31年度	
【収入の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	補助金		700,000	真如苑	200,000	真如苑	200,000
	団体会計		40,000	西武信金	200,000	西武信金	200,000
	講習会費	3,500円×20名	70,000	講習会費	100,000	協賛金	100,000
		2,500円×20名	50,000				
		1,500円×20名	30,000				
		1,000円×20名	20,000				
収入合計			910,000		500,000		500,000
【支出の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	人件費	72,800円（910円×80h）	417,800	人件費	200,000	人件費	200,000
		345,000（3,000円×115h）		交通費	6,000	交通費	6,000
	交通費	ガソリン 120円×50L	6,000	報償費		報償費	
	印刷製本費	インク、コピー用紙	6,200	印刷製本費	6,200	印刷製本費	6,200
	消耗品費	花苗 274,000円	274,000	消耗品費	287,800	消耗品費	287,800
		（200円×1,370個）		委託料		委託料	
		土 25,000円、肥料 11,000円	36,000	賃借料		賃借料	
		容器 60,000円（全80個）	60,000	通信費		通信費	
	委託料	水道補修工事	50,000	保険料		保険料	
	備品購入費	30,000円×2	60,000	備品購入費		備品購入費	
支出合計			910,000		500,000		500,000

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

資料編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第120号

改正

平成24年3月27日訓令乙第21号
平成25年6月26日訓令乙第114号
平成26年4月7日訓令乙第42号
平成27年3月30日訓令乙第38号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第15条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

(2) 協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

(座長等)

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第13条第2項の規定による意見の具申をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日訓令(乙)第114号)

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日訓令(乙)第42号)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令(乙)第38号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏名	選出区分	備考
渡辺 龍也	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
清野 智美	会議要綱第2条第2項第1号イ 識見を有する者	武蔵村山 NPO ネットワーク
比留間 多一	会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
高橋 誠	会議要綱第2条第2項第1号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
北口 良夫	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
瀬口 圭志	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
本間 由美子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
前田 啓子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
比留間 毅浩	会議要綱第2条第2項第2号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
高尾 典之	会議要綱第2条第2項第2号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第5条の規定に基づく提案について、実施要綱第8条第2項の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査の通則

審査は、提案団体から提出された応募書類、応募書類に基づく提案団体からのプレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえて審査する。

4 審査の方法

審査は書類審査及びプレゼンテーション審査により行い、プレゼンテーション審査対象事業及び採択すべき事業の順位を決定する。ただし、書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、書類審査は行わず、全ての事業の書類を確認し、プレゼンテーション審査により採択すべき事業の順位を決定する。また、プレゼンテーション審査対象事業又は採択すべき事業において、点数が同点の事業がある場合には、出席した委員の投票により順位を決し、得票数が同数のときは、座長の決するところによる。

(1) 書類審査

ア 審査の通則

選考は、提案団体から提出された応募書類(以下「応募書類」という。)のうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、応募書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、応募書類について審査委員が別表に掲げる審査基準(以下「審査基準」という。)により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

応募書類について各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査を実施する提案事業として選定する。

ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 選定結果の通知

推進会議は、前項の規定による選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

市民協働推進会議において行う応募書類に基づく提案団体からの公開プレゼンテーショ

ン及びこれに伴う質疑応答によって行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条各号に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第5条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

(オ) プレゼンテーションの開催時には、実施要綱第5条第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審査項目		審査基準	配点基準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている	5点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	おおむね捉えている 普通である あまり捉えていない 全く捉えていない	4点 3点 2点 1点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果(質の高い又は多様なサービス等を受けることなど)が期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
協働の必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的(お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど)に行うことが期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点	

	協働の 役割分担	<p>◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。</p> <p>◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。</p>	<p>充分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p>
中長期計画	継続能力	<p>◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。</p> <p>◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。</p> <p>◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。</p>	<p>充分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p>

(委員一人あたり45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日
訓令（乙）第119号

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適切に行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (4) 5人以上の者で組織されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体はその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において二以上の協働事業

を実施することとなる提案をすることはできない。

- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。
- 3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号まで（協働型事業にあつては、第1号から第4号まで）のいずれにも該当する事業であつて、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するものとする。
 - (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
 - (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
 - (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
 - (4) 三の年度にわたり実施することができる事業
 - (5) 市民の地域活動への参画が促進される事業
 - (6) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
 - (7) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
 - (8) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。
 - (1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
 - (2) 営利のみを目的とした事業
 - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
 - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
（事業の公募）

第4条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手續）

第5条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センターを経由して市長に提出することにより行うものとする。ただし、二年度目以降の協働事業の実施については、書類の一部を省略することができる。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- (2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- (3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- (4) 提案団体概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

（担当課の決定及び事前調整）

第6条 協働推進部協働推進課長は、協働事業の提案を受け付けたときは、当該提案事業に係る協

働事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定めるものとする。

- 2 前項において定められた担当課は、遅滞なく前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定しなければならない。

（提案の辞退）

第7条 提案団体は、諸事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により第17条第1項の規定により置く武蔵村山市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）へ提出しなければならない。

- 2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（採択の決定）

第8条 市長は、第5条の規定による提案があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

- 2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、第5条の規定により提出された書類の審査及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について、市長に報告するものとする。
- 3 推進会議は、提案団体代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。
- 4 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（決定の通知）

第9条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（事業の実施時期）

第11条 実施団体は、第8条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

第12条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課（以下「協働推進課」という。）が、計上するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の表に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

事業の区分	限度額	
	協働型事業	1年目
2年目		700,000円
3年目		600,000円
団体育成型事業	250,000円	

2 市長は、第15条第1項の規定により行う事業の評価結果を勘案し、必要と認めるときは、翌年度の採択を取り消すことができる。

3 市長は、協働型事業として採択を受けた事業の実施団体が三の年度の途中で辞退する場合は、その理由により補助金を減額することができる。

(事業報告)

第14条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業提案制度事業結果報告書（第6号様式）
- (2) 協働事業自己評価書（第7号様式）
- (3) 協働事業提案制度収支決算書（第8号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を協働推進課に提出しなければならない。

3 推進会議は、実施団体に対し、必要に応じて事業実施年度の途中で報告を求めることができる。

(事業の評価)

第15条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該報告に係る事業の評価について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価書（第9号様式）を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第16条 市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第17条 第8条第1項及び第15条第1項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

平成28年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書

平成28年12月
武蔵村山市市民協働推進会議